新日本電工

第121回定時株主総会
招集ご通知

開催日時

2021年３月30日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前９時30分）

開催場所

東京都中央区八重洲一丁目３番７号
八重洲ファーストフィナンシャルビル
ベルサール八重洲　２階　ROOM A+B+C

決議事項

第１号議案 剰余金配当の件
第２号議案 取締役７名選任の件
第３号議案 監査役２名選任の件

目　次

■ 株主総会招集ご通知 …… 1
■ 事業報告 …… 5
■ 連結計算書類 …… 28
■ 計算書類 …… 31
■ 監査報告 …… 35
■ 株主総会参考書類 …… 41

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主様の健康状態にかかわらず、極力事前に議決権をご行使いただき、当日のご出席をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

また、今後、感染拡大の状況等により、開催場所その他株主総会会場における対応内容を変更する場合がございますので、当社ウェブサイトをご確認賜りますようお願い申し上げます。

新日本電工株式会社
証券コード： 5563

証券コード5563
2021年３月10日

株 主 各 位

東京都中央区八重洲一丁目４番16号
新日本電工株式会社
代表取締役社長 青 木 泰

第121回定時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃よりご支援を賜り、誠にありがとうございます。
　さて、当社第121回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、当日のご出席をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。
　書面（郵送）またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2021年３月29日（月曜日）午後５時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　2021年３月30日（火曜日）午前10時（受付開始：午前９時30分）
２．場　　所　東京都中央区八重洲一丁目３番７号
八重洲ファーストフィナンシャルビル
ベルサール八重洲　２階　ＲＯＯＭ Ａ＋Ｂ＋Ｃ
当日ご出席の株主様へのお土産は廃止いたしました。
３．会議の目的事項
報告事項　１．第121期（2020年１月１日から2020年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第121期（2020年１月１日から2020年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金配当の件
第２号議案　取締役７名選任の件
第３号議案　監査役２名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎本招集ご通知の添付書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.nippondenko.co.jp/）に掲載しております。
なお、これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類に含まれております。
◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（http://www.nippondenko.co.jp/）に掲載することにより周知させていただきます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]
同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上３月29日（月）午後５時30分までに到着するようご送付ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]
４ページの「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧の上、３月29日（月）午後５時30分までにご行使ください。

書面またはインターネットにより議決権をご行使されるにあたっては、後記株主総会参考書類をご検討ください。なお、書面とインターネットにより、重複して議決権をご行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。
インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

当社では、株主総会の開催にあたり、株主の皆様の健康と安全を最優先に考え、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、下記のとおりご対応お願い申し上げます。株主の皆様のご理解とご協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

記

〈お願い〉

・極力事前に議決権をご行使いただき、当日のご出席をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。また、海外より帰国されて14日間が経過していない方につきましては、当日のご出席をお控えください。
・事前に議決権を行使いただくにあたっては、できるだけインターネットによる議決権行使をお願い申し上げます。（「インターネットによる議決権行使のご案内」は４ページをご覧ください。）
・ご出席される株主様におかれましては、マスクの着用及びアルコールによる手指消毒にご協力をお願いいたします。

〈株主総会会場での対応等について〉

・本年は、株主総会会場における座席の間隔を広げることから、ご用意できる座席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいてもご入場をお断りする場合がございます。
・また、例えば、次のいずれかに該当する株主様につきましては、当日ご来場いただいても、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、ご入場を制限させていただく可能性がございます。
  ①マスクをご持参・ご着用されていない方
  ②発熱（会場入口付近で検温させていただきます。）や咳等の症状のある方、その他「新型コロナウイルス」等の感染症が疑われる方
  ③アルコールによる手指消毒にご協力いただけない方（会場の入口に、アルコール消毒液をご用意いたします。）
・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会の議事は、例年よりも時間を大幅に短縮して行う予定であります。

なお、今後、感染拡大の状況や政府からの要請内容等により、株主の皆様の健康と安全確保の観点を踏まえ、開催場所その他株主総会会場における対応内容を変更する場合がございますので、下記の当社ウェブサイトに掲載する情報を事前にご確認賜りますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト　　http://www.nippondenko.co.jp/

インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ。**

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　**https://soukai.mizuho-tb.co.jp/**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

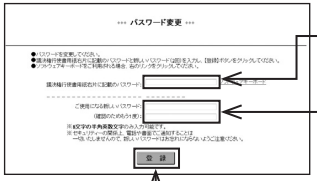

「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行　証券代行部　インターネットヘルプダイヤル
0120-768-524
(受付時間　平日９：00～21：00)

（添付書類）

事　業　報　告

（2020年１月１日から
2020年12月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

⑴ 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2020年１月１日から2020年12月31日）の世界経済は、新型コロナウイルスの感染拡大による経済活動の停滞によりマイナス成長に陥っていましたが、経済活動が徐々に再開された結果、地域差はあるものの、持ち直しの動きが見られました。日本経済においても、経済活動の再開や外出自粛の緩和影響もあり、回復の動きが見られたものの、依然として感染拡大の収束の見通しが立っておらず、不透明な状況が続きました。

こうした状況の中、当連結会計年度の売上高は、23.4％減少し54,004百万円（前年度実績70,477百万円）となりましたが、利益面では2019年末に実施した棚卸資産評価による帳簿価額切り下げにより原材料コストが大きく低減したこともあり、営業損益は、5,434百万円の利益（同5,572百万円の損失）、経常損益は、3,492百万円の利益（同6,426百万円の損失）となりました。親会社株主に帰属する当期純損益は、2,615百万円の利益（同14,240百万円の損失）となりました。

セグメントの経営成績は、次のとおりであります。

（合金鉄事業）

当連結会計年度における世界の粗鋼生産量は、回復の動きが顕著な中国を除いては軒並み前年と比べて減少しており、18億2,796万トンと0.9%の減少となりました。また、国内粗鋼生産量は2020年４月以降に実施されたバンキング実施などの影響もあり、8,319万トンと前年と比べ16.2%の減少となりました。

こうした状況をうけ、主力製品である高炭素フェロマンガンの販売数量は前年と比較して大幅な減少となり、販売価格も製品市況が概ね当初想定に近い水準で推移したものの、年間を通じて低位なレベルに留まりました。一方で、原材料コストは、2019年末に実施した棚卸資産評価による帳簿価額切り下げにより大きく低減しました。

以上の結果、合金鉄事業の当期業績は、売上高は前年を下回りましたが、営業利益は前年を上回りました。

（機能材料事業）

電池材料の販売は、住友金属鉱山からの製造受託事業は軌道に乗ったものの、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、ハイブリッド車向け水素吸蔵合金の販売が大幅に減少したことに加え、昨年実施した一部製品の前倒し販売による一時的な販売増加が無くなったことなどにより、前年を大きく下回りました。

酸化ジルコニウムの販売は、電子部品向け需要が堅調で前年と比べ増加しました。

フェロボロンの販売は、主力のアモルファス向けの減少に加え、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で鉄鋼向けの販売も減少し、前年と比べ減少しました。

以上の結果、機能材料事業の当期業績は、売上高・営業利益ともに前年を下回りました。

（環境事業）

環境システム事業につきましては、タイ向けの設備販売とほう素回収のイオン交換樹脂塔（B-クルパック）の再生は堅調に推移しました。一方、新型コロナウイルスの感染拡大が顧客の稼働率を押し下げ、イオン交換樹脂塔の総再生塔数が減少したことと、エネファーム向けの販売が減少したことにより、売上高は前年を下回りましたが、営業利益は、管理費などの減少により前年並みとなりました。

中央電気工業の焼却灰溶融固化処理事業につきましては、灰の収集も計画通り進み、加えて設備老朽化対応及び操業改善を行ったことで、売上高・営業利益ともに前年を上回りました。

以上の結果、環境事業の当期業績は、売上高・営業利益ともに前年を上回りました。

（電力事業）

2019年２月から第３発電所が稼働したことにより、FIT（再生可能エネルギー固定価格買取制度）を利用した売電事業体制が整いました。当期は期初から２か所の発電所が順調に稼働したことに加え、降雨量が多かったこともあり発電量は増加しましたが、第３四半期に入り降雨量が例年より減少したため発電減となり、累計では発電増加幅が縮小しました。

以上の結果、電力事業の当期業績は売上高・営業利益ともに前年を上回りました。なお、当事業につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大による業績への影響はありませんでした。

（その他）

その他につきましては、売上高・営業利益ともに前年を下回りました。

また、当連結会計年度におけるセグメントの売上高及び営業利益は次のとおりです。

（単位：百万円、％）

事業名	第120期(前連結会計年度)(2019.1.1～2019.12.31)				第121期(当連結会計年度)(2020.1.1～2020.12.31)				増減率	
	売上高		営業利益		売上高		営業利益		売上高	営業利益
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比		
合金鉄事業	45,919	65.2	△8,745	-	31,229	57.8	1,797	33.1	△32.0	-
機能材料事業	11,528	16.4	1,412	-	9,688	17.9	1,258	23.1	△16.0	△10.9
環境事業	5,262	7.5	783	-	6,001	11.1	1,479	27.2	14.0	88.9
電力事業	1,342	1.9	778	-	1,360	2.5	787	14.5	1.4	1.2
その他	6,424	9.1	199	-	5,723	10.6	112	2.1	△10.9	△43.6
合計	70,477	100.0	△5,572	-	54,004	100.0	5,434	100.0	△23.4	-

⑵ 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資等の主なものは、次のとおりであります。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

設備名	事業部門
機能材料製造設備の新設（妙高工場）	機能材料事業部門
機能材料製造設備の改造・新設（妙高工場）	機能材料事業部門

② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設拡充

該当事項はありません。

③ 重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当事項はありません。

⑶ 資金調達の状況

該当事項はありません。

⑷ 対処すべき課題

現下の新型コロナウイルスの影響による大きな環境変化並びに国内粗鋼生産量の構造的な減少などの影響を受け、予断を許さない経営環境下にありますが、CASE関連需要拡大や5G需要の本格化による電池・電子材料、電子部品関連材料の需要増、また、環境負荷低減、低炭素化社会実現に向けた流れを確実に捕捉していくことが、当社事業にとって重要であると考えております。

当社グループは、2021年～2023年を実行期間とする「第８次中期経営計画」の策定を進めておりますが、10年後へつながる成長基盤の確立（４Cores+Growth）を基本方針とし、主要課題として「既存ビジネスの強化」、「新規ビジネスへの挑戦」、「事業環境変化に適応する強い企業体質の構築」の３つに取り組んで参ります。

⑸ 財産及び損益の状況の推移

区　　分	第118期 (2017年12月期)	第119期 (2018年12月期)	第120期 (2019年12月期)	第121期 (当連結会計年度) (2020年12月期)
売上高	百万円 71,346	百万円 73,944	百万円 70,477	百万円 54,004
経常利益又は経常損失（△）	9,239	1,947	△6,426	3,492
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	7,988	2,352	△14,240	2,615
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	54.55円	16.06円	△97.20円	17.83円
総資産	98,447	99,786	85,224	86,171
純資産	70,802	69,068	54,268	56,430

(注)「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）等を第120期の期首から適用しており、第119期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

⑹ 重要な親会社及び子会社の状況（2020年12月31日現在）

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
中央電気工業株式会社	百万円 480	% 100.0	廃棄物溶融固化処理
共栄産業株式会社	99	93.2	化学工業製品等の販売
リケン工業株式会社	10	100.0	鉄鋼用分析測定機器等の製造・販売
栗山興産株式会社	18	100.0	プラスチックの加工・販売
電工興産株式会社	100	100.0	倉庫業

(注) 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社を含め７社であり、持分法適用会社は２社であります。

⑺ 主要な事業内容（2020年12月31日現在）

事業区分	主要な事業内容
合金鉄事業	フェロマンガン、シリコマンガン、フェロクロム、フェロシリコン、フェロバナジウム、その他の特殊金属製品及び珪カル肥料の製造・販売 倉庫業 港湾荷役・構内作業の請負 マンガン鉱山の権益保有 等
機能材料事業	フェロボロン、水素吸蔵合金、リチウムイオン電池正極材料、酸化ジルコニウム、マンガン系無機化学品、酸化ほう素、ほう酸等の製造・販売 等
環境事業	排水処理用イオン交換塔（ほう素回収、ニッケル等重金属回収）、純水製造用イオン交換塔及び装置の製造・販売 電気炉による焼却灰溶融固化処理 等
電力事業	電力の供給
その他	工業薬品、金属製品、貴金属化合物等の販売 サンプラー等鉄鋼用分析測定機器の製造・販売 プラスチックの加工・販売 等

⑻ 主要拠点等（2020年12月31日現在）

① 当社

本社	東京都中央区
生産拠点	徳島工場（徳島県阿南市）、鹿島工場（茨城県鹿嶋市）、 富山工場（射水地区）（富山県射水市）、 富山工場（高岡地区）（富山県高岡市）、 妙高工場（新潟県妙高市）、郡山工場（福島県郡山市）、 日高工場（北海道様似郡）、幌満川発電所（北海道様似郡）
営業所	大阪営業所（大阪府大阪市）
研究所	徳島県阿南市

② 子会社

中央電気工業株式会社	本社（茨城県鹿嶋市）

⑼ 従業員の状況（2020年12月31日現在）

セグメントの名称	従業員数	前期末比増減
	名	名
合金鉄事業	389	1（増）
機能材料事業	240	15（減）
環境事業	170	1（減）
電力事業	15	1（減）
その他	94	16（増）
全社（共通）	68	1（減）
合計	976	1（減）

（注）従業員数は就業人員であります。

⑽ 主要な借入先（2020年12月31日現在）

借入先	借入額
	百万円
株式会社三菱UFJ銀行	5,038
株式会社みずほ銀行	5,012
株式会社三井住友銀行	2,604
みずほ信託銀行株式会社	1,395

⑾ その他

① その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

② 重要な事業の譲渡、合併等企業再編行為等

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2020年12月31日現在）

(1) **発行可能株式総数** 300,000,000株

(2) **発行済株式の総数** 146,775,767株

(3) **株 主 数** 30,002名

(4) **大 株 主**

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本製鉄株式会社	30,314	20.65
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	7,083	4.83
株式会社みずほ銀行	4,000	2.73
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	3,396	2.31
株式会社三菱UFJ銀行	2,354	1.60
日鉄鉱業株式会社	2,100	1.43
新日本電工取引先持株会	2,012	1.37
株式会社日本カストディ銀行（信託口５）	2,001	1.36
株式会社日本カストディ銀行（信託口６）	1,827	1.25
株式会社日本カストディ銀行　退職給付信託　みずほ信託銀行口	1,728	1.18

（注）1．持株比率は自己株式（1,689株）を控除して算出しております。

2．JTCホールディングス株式会社、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社及び資産管理サービス信託銀行株式会社は2020年７月27日付で合併し、商号を株式会社日本カストディ銀行に変更しております。

⑸ その他株式に関する重要な事項

（イ）新株式の発行

当社は、2019年３月28日の第119回定時株主総会の決議に基づき、譲渡制限付株式報酬を導入いたしました。これを受け、当社は2020年４月24日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり新株式を発行いたしました。

・発行した株式の種類　　当社普通株式
・発行した株式の総数　　207,700株
・発行した株式の総額　　30,947,300円
・発行日　　2020年５月22日

（ロ）自己株式の消却

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2020年12月31日現在）

代表取締役社長		白須達朗
取締役副社長		青木泰
取締役常務執行役員	経営企画、総務、経理、販売管理、合金鉄の海外戦略、大阪営業所に関する事項管掌	越村隆幸
取締役常務執行役員	機能材料事業（機能材料営業部、機能材料管理部、富山工場、妙高工場、徳島工場機能材料部）、環境システム事業（環境システム営業部、郡山工場）および環境事業全般に関する事項管掌	谷奥俊
取締役常務執行役員	生産・技術、環境・安全、研究開発、情報システム、電力事業に関する事項管掌	堤一彦
取締役		細井和昭
取締役		安西浩一郎
監査役	常勤	堀本国男
監査役		青木良夫
監査役		都正二
監査役		大屋淑子

（注）１．取締役 細井和昭及び安西浩一郎の各氏は、社外取締役であります。
２．監査役 堀本国男、青木良夫、都正二及び大屋淑子の各氏は、社外監査役であります。
３．監査役 堀本国男氏は、経理業務の長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．監査役 青木良夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
５．監査役 都正二氏は、経理業務の長年の経験及び公益財団法人財務会計基準機構における勤務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
６．取締役 細井和昭氏は、細井会計事務所の代表であり、また、東プレ株式会社及び藤倉コンポジット株式会社の社外監査役であります。
７．取締役 安西浩一郎氏は、日本製鉄株式会社の業務執行者であります。
８．監査役 青木良夫氏は、公認会計士青木良夫事務所の所長であり、また、日本通運株式会社の社外監査役であります。
９．監査役 大屋淑子氏は、日本製鉄株式会社の業務執行者であります。
10．当社は、取締役 細井和昭並びに監査役 堀本国男、都正二及び青木良夫の各氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
11．当期中に新たに就任の取締役及び監査役

2020年３月27日就任	取締役	青木　泰
	監査役	大屋　淑子

12．当期中の退任取締役及び退任監査役

2020年３月27日辞任	監査役	野原　誠
2020年３月27日任期満了	取締役	小林　啓晃
	取締役	田畠　公三
2020年９月11日逝去	取締役	一木　剛太郎

13．取締役 白須達朗氏は、2020年12月31日付で代表取締役社長を退任し、2021年１月１日付で取締役相談役に就任いたしました。
14．取締役 青木泰氏は、2021年１月１日付で代表取締役社長に就任いたしました。
15．取締役 一木剛太郎氏は、宏和法律事務所の弁護士であり、また、DBJプライベートリート投資法人の監督役員及び株式会社ロッテホールディングスの社外取締役でありました。
16．当社は、定款第30条第２項において、取締役（業務執行取締役又は支配人その他の使用人であるものを除く）との間で当社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、当社は取締役であります細井和昭及び安西浩一郎の各氏と当該責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める限度額となっております。
なお、当社は取締役でありました一木剛太郎氏と当該責任限定契約を締結しておりました。

17. 当社は、定款第40条第２項において、監査役との間で当社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、当社は監査役であります堀本国男、青木良夫、都正二及び大屋淑子の各氏と当該責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める限度額となっております。

当社は執行役員制度を導入しております。2020年12月31日現在の取締役兼務を除く執行役員は以下のとおりです。

常務執行役員	内部統制に関する事項管掌 内部統制部長　委嘱 合金鉄の海外戦略につき越村常務執行役員に協力	田中信夫
常務執行役員	人事、人材開発センターに関する事項管掌 経営企画および総務につき越村常務執行役員に協力	古跡隆一郎
執行役員	合金鉄営業（主原材料の購入を含む）、合金鉄管理、徳島工場（機能材料部を除く）、鹿島工場に関する事項管掌	山田統明
執行役員	徳島工場長　委嘱	深澤和生
執行役員	鹿島工場長　委嘱	喜田英志
執行役員	合金鉄の調整に関する事項管掌 合金鉄営業部長　委嘱	佐藤雄樹
執行役員	徳島工場　副工場長　委嘱	西尾清明
執行役員	総務部長　委嘱	上直
執行役員	人材開発センター長　委嘱	積田正和

⑵ 取締役及び監査役の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等

取締役　　９名　154百万円（うち社外取締役　２名　10百万円）
監査役　　３名　 32百万円（うち社外監査役　３名　32百万円）

（注）１．取締役の支給人員は、2020年３月27日開催の第120回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役２名及び2020年９月11日に退任した取締役１名を含み、無報酬の社外取締役１名を除いております。
２．監査役の支給人員は、無報酬の社外監査役２名を除いております。
３．上記報酬等の額には、譲渡制限付株式の付与のための報酬として取締役（社外取締役を除く７名）に付与した譲渡制限付株式12百万円が含まれております。
４．2014年３月28日開催の第114回定時株主総会において、取締役の報酬額は年額４億5,000万円以内、監査役の報酬額は年額7,000万円以内とご承認いただいております。また、2019年３月28日開催の第119回定時株主総会において、別枠で、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬総額は、年額１億円以内とご承認いただいております。

⑶ 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者との重要な兼職に関する事項

取締役 細井和昭氏は、細井会計事務所の代表であります。なお、同事務所と当社との間には特別の関係はありません。

取締役 安西浩一郎氏は、日本製鉄株式会社の業務執行者であります。なお、同社は当社の主要取引先であります。

取締役 一木剛太郎氏は、退任まで宏和法律事務所の弁護士でありました。なお、同事務所と当社との間には特別の関係はありません。

監査役 青木良夫氏は、公認会計士青木良夫事務所の所長であります。なお、同事務所と当社との間には特別の関係はありません。

監査役 大屋淑子氏は、日本製鉄株式会社の業務執行者であります。なお、同社は当社の主要取引先であります。

② 他の法人等の社外役員等との重要な兼職に関する事項

取締役 細井和昭氏は、東プレ株式会社及び藤倉コンポジット株式会社の社外監査役であります。なお、東プレ株式会社及び藤倉コンポジット株式会社と当社との間には特別の関係はありません。

取締役 一木剛太郎氏は、退任までDBJプライベートリート投資法人の監督役員及び株式会社ロッテホールディングスの社外取締役でありました。なお、DBJプライベートリート投資法人及び株式会社ロッテホールディングスと当社との間には特別の関係はありません。

監査役 青木良夫氏は、日本通運株式会社の社外監査役であります。なお、日本通運株式会社と当社との間には特別の関係はありません。

③ 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く）との親族関係

該当事項はありません。

④ 各社外役員の事業年度における主な活動状況

氏　　名	取締役会・監査役会への出席状況、取締役会、監査役会における発言その他の活動状況
取締役 細井和昭	当事業年度開催の取締役会15回の全てに出席し、公認会計士及び税理士としての専門的見地から議案審議事項等に必要な発言を適宜行っております。
取締役 安西浩一郎	当事業年度開催の取締役会15回の全てに出席し、専門的知識やこれまでの他社における豊富な経験と幅広い見識に基づき議案審議事項等に必要な発言を適宜行っております。
取締役 一木剛太郎	当事業年度において、2020年9月11日に逝去により退任するまでに開催された取締役会10回の全てに出席し、弁護士としての専門的見地から議案審議事項等に必要な発言を適宜行っておりました。
監査役 堀本国男	当事業年度開催の取締役会15回のうち14回に、また、当事業年度開催の監査役会16回の全てに出席し、財務・会計に関する知見やこれまでの他社における豊富な経験と幅広い見識に基づき議案審議事項等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 青木良夫	当事業年度開催の取締役会15回の全てに、また、当事業年度開催の監査役会16回の全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から議案審議事項等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 都　正二	当事業年度開催の取締役会15回の全てに、また、当事業年度開催の監査役会16回の全てに出席し、財務・会計に関する知見やこれまでの他社における豊富な経験と幅広い見識に基づき議案審議事項等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 大屋　淑子	2020年３月27日就任以降に開催の取締役会11回の全てに、また就任以降に開催の監査役会12回の全てに出席し、専門的知識やこれまでの他社における豊富な経験と幅広い見識に基づき議案審議事項等に必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

⑴ 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

⑵ 会計監査人の報酬等及び監査役会が同意した理由

① 報酬等の額

ア 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額　57百万円

イ 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額　57百万円

（注）1.当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、監査業務の他、再生可能エネルギー賦課金の認定申請に関するアドバイザリー業務の対価を支払っております。

2.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記アの金額にはこれらの合計額を記載しております。

② 監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

当社監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

⑶ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、法令の定めに基づき相当の事由が生じた場合には、監査役全員の同意により監査役会が会計監査人を解任し、また、会計監査人の監査の継続について著しい支障が生じた場合等には、当該会計監査人の解任または不再任を目的とする議案を監査役会が定め、株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社が、業務の適正を確保するための体制として、取締役会において決議した「内部統制基本方針」及びその運用状況の概要は以下のとおりです。

当社は、経営理念、新日本電工グループ企業行動憲章に基づき、企業価値と企業倫理の向上を図りつつ、社会から信頼される企業の実現を目指す。その目的のもと、法令・定款・社内諸規程の遵守を徹底し、財務報告の信頼性と業務の有効性・効率性を確保するため、以下の体制により内部統制を遂行する。

リスク管理を含む内部統制全般を統括・推進する組織として内部統制委員会とその事務局として内部統制部を設置し、通常時の分析や対応策の検討を行う。

内部統制部は各組織及び各子会社との間で情報を共有し、新日本電工グループ全体の内部統制システム水準の維持・向上を図るために活動を行う。

当社の内部統制基本方針は以下の通りとする。

⑴ 当社の取締役の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制 ＜取締役の法令遵守体制＞

取締役会は、取締役会規程の下、経営上の重要な事項の決定を行い、報告を受ける。

取締役は、取締役会における決定事項に基づき業務分担に応じ職務執行を行い、取締役会に報告する。

（運用状況の概要）

取締役会は社外取締役２名を含む取締役７名で構成され、社外監査役４名も出席している。取締役会は15回開催され、業務執行状況の報告をうけ、取締役会規程に基づき上程された各議案についての活発な意見交換と審議を行い、執行決議を行っている。

⑵ 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制＜情報管理体制＞

取締役の職務執行上の各種情報については、情報管理に関する諸規程に基づき情報管理を徹底するとともに、文書管理に関する規程に基づき文書又は電磁的媒体により適切に記録・保存する。

また、取締役及び監査役が、これらの情報・文書等を常時閲覧できる体制とする。

（運用状況の概要）

取締役会議事録や稟議書等をはじめとする取締役の職務執行上の各種情報については、情報管理に関する規程及び文書管理に関する規程に基づき、適切に管理及び記録を行っている。

⑶ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制＜リスク・危機管理体制＞

多大な損失が予想される経営危機が発生した場合には、直ちに危機管理本部を設置し、迅速に必要な対応を行う。

各組織長は、自組織における事業上のリスクの把握・評価を行い、社内規程において定められた権限・責任に基づき業務を遂行する。

安全衛生、環境・防災、情報管理、知的財産管理、品質管理、購買管理、財務報告の信頼性等に関する各リスクについては、本社職能組織が全社横断的観点から規程等を整備し、各組織に周知する。

（運用状況の概要）

内部統制に関する規程に基づき当社に関わるリスクを識別し、内部監査において適切な対応を行っている。また、多大な損失が予想される経営危機が発生した場合には、危機管理規程に基づき、直ちに危機管理本部を設置し、迅速かつ適切な対応を行っている。

⑷ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
＜職務の効率性確保体制＞

取締役は、取締役、使用人が共有する全社的な基本方針、数値目標を中期経営計画として定め、新日本電工グループ全体にその徹底を図るとともに、各組織ごとの業績目標についての半期ごとの総括・見直しに加え、期中にも経過実績の反復したレビューを行い、機動的な対応を追加するなど、効率的な業務執行を図る。

予算編成、設備投資を含めた投融資等は該当する委員会及び経営会議の審議を経て、取締役会において執行決議を行う。

取締役会等での決定に基づく業務執行は、社内規程に基づき各執行役員、各組織長等が行う。

（運用状況の概要）

取締役の職務の執行の効率性を確保するために、経営会議等で業務執行側の事前審議を経た上で、取締役会において執行決議を行っている。また、業務執行は役職ごとの決裁権限を定めた規程に基づき行っている。

⑸ 当社の使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
＜使用人の法令遵守体制＞

新日本電工グループ企業行動憲章、社員行動指針を定め、グループ企業倫理の向上と法令・定款・社内諸規程の遵守についての更なる徹底を図る。

また、コンプライアンスに関する相談・通報を受け付ける内部通報制度を設置・運用する。

各組織長は、自組織の業務について、法令及び規程の遵守・徹底を図り、法令違反行為の未然防止に努める。

社員は、法令及び規程を遵守し、適正に職務を行う義務を負う。

内部統制部のモニタリング活動を通し、業務の効率性と不祥事発生のリスクの点検を行う。
内部統制部は、監査結果を必要に応じ取締役会及び内部統制委員会に報告する。

（運用状況の概要）
新日本電工グループ企業行動憲章及び新日本電工グループ社員行動指針を定め、社員に周知徹底を図っている。通報先に外部窓口としての弁護士事務所を含む、内部通報制度を設置・運用している。また、業務の効率性と不祥事発生のリスクの点検のため、内部統制部が当社各部門に対してモニタリング活動を行っている。内部監査活動の補完策として、複数年に１回内部統制アンケートを実施し、浮き彫りになった職場風土やマネジメントなどの問題点については、全社員と共有化し個別対策を実施している。今後も継続してアンケートを行い、更なる改善を図る。

⑹ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
＜企業集団の管理体制＞

当社及び各子会社は、当社経営理念に基づき、各社の事業特性を踏まえつつ、事業戦略を共有し、当社及び子会社からなる企業集団一体となった経営を行うとともに、業務運営方針等を社員に対し周知・徹底する。
当社は、子会社の管理に関して関係会社管理規程等において基本的なルールを定め、その適切な運用を図る。
当社は、各子会社に取締役・監査役を派遣し監督または監査を行うほか、内部統制部を通じ各子会社に対し定期的に内部監査を行う。
各子会社は、自律的内部統制を基本とした内部統制システムを構築・整備するとともに、当社との情報の共有化等を行い、内部統制に関する施策の充実を図る。
当社主管組織は、各子会社の内部統制の状況を確認するとともに、必要に応じ改善のための支援を行う。
内部統制部は、当社及び子会社からなる企業集団全体の内部統制の状況を把握・評価するとともに、主管組織及び各子会社に対し、指導・助言を行う。
これに基づく具体的な体制は以下の通りとする。
①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社主管組織は、各子会社における事業計画、重要な事業方針、決算等、当社の連結経営上又は各子会社の経営上の重要事項について、各子会社に対し報告を求めるとともに助言等を行う。
②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社主管組織は、各子会社におけるリスク管理状況につき、各子会社に対し報告を求め助言等を行う。
③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社主管組織は、各子会社の業績評価を行うとともに、マネジメントに関する支援を行う。

④子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社主管組織は、各子会社における法令遵守及び内部統制の整備・運用状況につき、各子会社に対し報告を求めるとともに、必要な支援・助言等を行う。また、各子会社における法令違反のおそれのある行為・事実について、各子会社に対し報告を求めるとともにすみやかに内部統制部に報告する。

（運用状況の概要）

当社は子会社の管理に関する規程に基づき、各主管組織は子会社管理の適切な運用を図っており、また、適時に報告を受けることにより、子会社の内部統制体制を確認している。加えて、内部統制に関する情報交換の場として、内部統制責任者会議を開催している。なお、各子会社は自律的内部統制を基本とした内部統制システムの充実を図っており、当社は内部統制部による内部監査を行い各子会社に対し指導・助言を行っている。また、子会社管理に関する規程に基づき、各主管組織が監督と業績評価を行い、本社職能組織が指導・支援・助言を行っている。

⑺ 当社の監査役の監査に関する事項

当社は、監査役が当社の重要な会議、委員会に出席し、また、当社社長との定期的な意見交換を行うことを確保するとともに、監査役が、子会社の取締役及び使用人等から直接報告を受け、また、社内の情報・文書等は常時閲覧できるよう体制を整備する。

当社の取締役、執行役員、組織長及びその他の使用人等は、職務執行の状況、経営に重要な影響をおよぼす事実等の重要事項について、適時・適切に当社の監査役又は監査役会に直接又は内部統制部を通じて報告するとともに、内部統制システムの運用状況等の経営上の重要事項についても、取締役会、経営会議、内部統制委員会等において報告し、当社の監査役と情報を共有する。

各子会社の取締役、監査役、使用人等は、自社における職務執行の状況、経営に重要な影響をおよぼす事実等の重要事項について、適時・適切に当社の監査役又は監査役会に直接又は当社主管組織あるいは内部統制部を通じて報告する。

当社及び子会社は、これらの報告をした者に対し、報告したことを理由とする不利な取扱いを行わない。

内部統制部は、当社の監査役と定期的に又は必要の都度、内部統制システムの運用状況等に関する意見交換を行う等、連携を図る。また、内部通報制度の運用状況について当社の監査役に報告する。

当社の監査役の職務を補助するため、監査役事務局を設置し、総務部がこれに当たる。

事務局員の取締役からの独立性、実効性を確保するため、監査役の指示の下で職務を行うほか、事務局員の人事異動・評価等について、当社人事部長は監査役とも協議する。

当社は、当社の監査役の職務執行上必要と認める費用を予算に計上する。また、監査役が緊急又は臨時に支出した費用については、事後、監査役の費用請求に応じる。

（運用状況の概要）

当社は、監査役の情報収集として、監査役による重要な会議や委員会への出席、当社社長との意見交換の場を確保すること等に加え、稟議書を監査役が常時閲覧することができる体制を整備し、監査役による業務執行状況の確認と監査の実効性向上に努めている。また、内部統制部は当社の監査役と定期的に、内部統制システムの運用状況等に関する意見交換を行い、緊密な連携を図っている。

7. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

会社法施行規則第118条第３号に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」の概要は下記のとおりであります。

⑴ 会社の支配に関する基本方針

当社は、安定的かつ持続的な企業価値の向上が当社の経営にとって最優先の課題と考え、その実現に日々努めております。従いまして、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。

上場会社である当社の株式は、株式市場を通じて多数の株主、投資家の皆様による自由な取引に委ねられているため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様のご意思に基づき決定されることを基本としており、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものと考えます。

しかしながら、当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、明らかに濫用目的によるものや、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの等、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれをもたらすもの、対象会社の取締役会や株主が買付けの条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な情報や時間を提供しないもの等、不適切なものも少なくありません。このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模な買付等に対し、これを抑止するための枠組みが必要不可欠と考えます。

⑵ 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社では、多数の投資家の皆様に長期的に当社への投資を継続していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、役員・社員一丸となって次の施策に取り組んでおります。これらの取組みは、上記(1)の会社の支配に関する基本方針の実現にも資するものと考えております。

（経営基盤強化による企業価値向上への取組み）
詳細については、「1.企業集団の現況に関する事項 (4)対処すべき課題」をご参照ください。

（コーポレート・ガバナンス（企業統治）の強化による企業価値向上への取組み）
下記の基本的な考え方の下、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。
コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方
当社は、株主をはじめ従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会等の立場を踏まえたうえで、株主から経営を付託された者としての受託者責任や様々なステークホルダーに対する責務を負っていることを認識しつつ、下記の「経営理念」のもと、透明、公正かつ迅速果断な意思決定を行うための仕組みの整備と健全な企業家精神発揮の促進を通じて、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることにより、当社のコーポレートガバナンスを充実させております。

＜経営理念＞
他社を差異化する製品および技術・サービスを開発提供し、企業価値を高め、豊かな社会の創造に貢献する。

⑶ 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるための取組みとして、2020年2月27日開催の当社取締役会において、「当社株式の大規模買付行為への対応策」（以下「本プラン」といいます。）の継続を決議し、2020年３月27日開催の第120回定時株主総会において、本プランの継続について承認を得ております。

本プランの対象となる当社株式の大規模買付行為とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為をいい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。

本プランにおける、大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）は、（イ）事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、（ロ）必要情報の提供完了後、対価を現金のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合は最長60日間、又はその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価・検討等の取締役会評価期間として設定し、取締役会評価期間、また株主検討期間を設ける場合は取締役会評価期間と株主検討期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

本プランにおいては、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。但し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、遵守しても当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断する場合には、必要かつ相当な範囲で新株予約権の無償割当等、

会社法その他の法律および当社定款が認める検討可能な対抗措置を講じることがあります。
　このように対抗措置を講じる場合、その判断の客観性及び合理性を担保するために、取締役会は対抗措置の発動に先立ち、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役または社外有識者から選任された委員で構成する独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は対抗措置の発動の是非について、取締役会評価期間内に勧告を行うものとします。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

　なお、本プランの有効期限は2023年３月開催予定の当社第123回定時株主総会の終結の時までとなっております。本プランは、有効期間中であっても、
　（イ）当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合
　（ロ）当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合
には、その時点で廃止されるものとします。

⑷　本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

　本プランは、
　（イ）買収防衛策に関する指針の要件を充足していること
　（ロ）株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること
　（ハ）株主意思を反映するものであること
　（ニ）独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示
　（ホ）デッドハンド型やスローハンド型ではないこと
等の理由から、会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

（注）事業報告中の記載金額及び株数は、表示単位未満の端数を切捨てております。

連結貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	**47,949**
現金及び預金	9,603
受取手形及び売掛金	14,706
商品及び製品	10,775
仕掛品	240
原材料及び貯蔵品	10,662
その他流動資産	1,974
貸倒引当金	△12
固定資産	**38,221**
有形固定資産	**22,421**
建物及び構築物	4,842
機械装置及び運搬具	8,227
土地	5,298
リース資産	3,674
建設仮勘定	87
その他有形固定資産	291
無形固定資産	**146**
ソフトウェア	101
その他無形固定資産	44
投資その他の資産	**15,653**
投資有価証券	9,447
繰延税金資産	893
長期貸付金	4,813
その他投資	498
資産合計	**86,171**

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	**12,387**
支払手形及び買掛金	4,296
短期借入金	2,000
一年内返済予定の長期借入金	1,458
リース債務	139
未払法人税等	196
設備関係支払手形	83
賞与引当金	200
事業整理損失引当金	253
その他流動負債	3,760
固定負債	**17,352**
長期借入金	11,310
リース債務	4,446
繰延税金負債	370
退職給付に係る負債	797
その他固定負債	429
負債合計	**29,740**
(純資産の部)	
株主資本	**57,256**
資本金	11,057
資本剰余金	21,412
利益剰余金	24,786
自己株式	△0
その他の包括利益累計額	**△888**
その他有価証券評価差額金	497
繰延ヘッジ損益	△9
為替換算調整勘定	△1,230
退職給付に係る調整累計額	△146
非支配株主持分	**63**
純資産合計	**56,430**
負債・純資産合計	**86,171**

連結損益計算書

(2020年1月1日から2020年12月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		**54,004**
売上原価		**43,389**
売上総利益		**10,614**
販売費及び一般管理費		**5,179**
営業利益		**5,434**
営業外収益		
受取利息・配当金	117	
その他営業外収益	359	476
営業外費用		
支払利息	491	
持分法による投資損失	1,109	
その他営業外費用	817	2,419
経常利益		**3,492**
特別利益		
投資有価証券売却益	27	27
特別損失		
固定資産除却損	429	
投資有価証券評価損	405	
減損損失	296	1,131
税金等調整前当期純利益		**2,388**
法人税、住民税及び事業税	332	
法人税等調整額	△562	△230
当期純利益		**2,618**
非支配株主に帰属する当期純利益		**2**
親会社株主に帰属する当期純利益		**2,615**

連結株主資本等変動計算書

(2020年1月1日から2020年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	11,042	21,397	22,170	△0	54,609
当期変動額					
新株の発行	15	15			30
親会社株主に帰属する当期純利益			2,615		2,615
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△0		0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	15	15	2,615	△0	2,646
当期末残高	11,057	21,412	24,786	△0	57,256

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	282	△75	△746	136	△402	61	54,268
当期変動額							
新株の発行							30
親会社株主に帰属する当期純利益							2,615
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	215	66	△484	△282	△485	1	△484
当期変動額合計	215	66	△484	△282	△485	1	2,162
当期末残高	497	△9	△1,230	△146	△888	63	56,430

貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	**45,391**
現金及び預金	7,080
受取手形	55
売掛金	12,772
商品	673
製品	9,228
半製品	706
仕掛品	230
原材料	8,505
貯蔵品	1,667
前渡金	394
前払費用	268
関係会社短期貸付金	3,319
未収入金	381
その他流動資産	108
固定資産	**37,341**
有形固定資産	**16,608**
建物	2,253
構築物	1,657
機械装置	4,967
車両運搬具	8
工具・器具・備品	265
土地	3,707
リース資産	3,674
建設仮勘定	74
無形固定資産	**132**
ソフトウェア	89
その他無形固定資産	3
ソフトウェア仮勘定	39
投資その他の資産	**20,600**
投資有価証券	1,832
関係会社株式	12,996
出資金	11
関係会社長期貸付金	4,813
役員及び従業員に対する長期貸付金	25
繰延税金資産	510
その他投資	409
資産合計	**82,732**

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	**9,610**
支払手形	292
買掛金	1,966
短期借入金	2,030
一年内返済予定の長期借入金	1,458
リース債務	139
未払金	646
未払費用	770
設備関係支払手形	81
設備関係未払金	353
賞与引当金	175
事業整理損失引当金	253
その他流動負債	1,442
固定負債	**16,589**
長期借入金	11,310
リース債務	4,446
退職給付引当金	513
資産除去債務	318
長期前受収益	1
負債合計	**26,200**
(純資産の部)	
株主資本	**56,098**
資本金	**11,057**
資本剰余金	**21,352**
資本準備金	16,968
その他資本剰余金	4,384
利益剰余金	**23,688**
利益準備金	1,299
その他利益剰余金	22,389
特別償却準備金	231
圧縮記帳積立金	35
別途積立金	4,671
繰越利益剰余金	17,451
自己株式	**△0**
評価・換算差額等	**433**
その他有価証券評価差額金	416
繰延ヘッジ損益	16
純資産合計	**56,532**
負債・純資産合計	**82,732**

損 益 計 算 書

(2020年1月1日から2020年12月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		**43,954**
売上原価		**35,358**
売上総利益		**8,596**
販売費及び一般管理費		**4,320**
営業利益		**4,276**
営業外収益		
受取利息・配当金	1,268	
その他営業外収益	132	1,401
営業外費用		
支払利息	493	
その他営業外費用	841	1,334
経常利益		**4,342**
特別利益		
投資有価証券売却益	27	27
特別損失		
固定資産除却損	204	
投資有価証券評価損	0	
関係会社株式評価損	2,248	
減損損失	296	2,750
税引前当期純利益		**1,620**
法人税、住民税及び事業税		78
法人税等調整額		△358
当期純利益		**1,899**

株主資本等変動計算書

(2020年1月1日から2020年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	11,042	16,952	4,384	21,337
当期変動額				
特別償却準備金の取崩				
圧縮記帳積立金の取崩				
新株の発行	15	15		15
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	15	15	△0	15
当期末残高	11,057	16,968	4,384	21,352

	株主資本							
	利益剰余金						自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計		
		特別償却準備金	圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	1,299	289	47	4,671	15,481	21,788	△0	54,167
当期変動額								
特別償却準備金の取崩		△57			57	−		−
圧縮記帳積立金の取崩			△12		12	−		−
新株の発行								30
当期純利益					1,899	1,899		1,899
自己株式の取得							△0	△0
自己株式の処分							0	0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	−	△57	△12	−	1,970	1,899	△0	1,930
当期末残高	1,299	231	35	4,671	17,451	23,688	△0	56,098

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	200	△84	115	54,283
当期変動額				
特別償却準備金の取崩				－
圧縮記帳積立金の取崩				－
新株の発行				30
当期純利益				1,899
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	216	100	317	317
当期変動額合計	216	100	317	2,248
当期末残高	416	16	433	56,532

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年2月15日

新日本電工株式会社
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　上　林　三子雄　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　吉　田　靖　史　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、新日本電工株式会社の2020年１月１日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新日本電工株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年2月15日

新日本電工株式会社
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　上　林　三子雄　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　吉　田　靖　史　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、新日本電工株式会社の2020年１月１日から2020年12月31日までの第121期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽記載がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書 謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年１月１日から2020年12月31日までの第121期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴ 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵ 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役及び内部統制部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び内部統制部その他の使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号（株式会社の支配に関する基本方針）の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

⑴ 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

⑵ 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶ 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年２月18日

新日本電工株式会社　監査役会

常勤監査役	堀　本　国　男	㊞
監　査　役	青　木　良　夫	㊞
監　査　役	都　　正　二	㊞
監　査　役	大　屋　淑　子	㊞

（注）　監査役堀本国男、青木良夫、都正二及び大屋淑子は、会社法に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金配当の件

当社の配当政策は、各期の連結業績に応じた利益の配分を基本とし、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保の確保を図りつつ、業績の動向などを総合的に考慮し決定する方針としております。

なお、「連結業績に応じた利益の配分」の指標としては、連結配当性向年間30％程度を目安としております。

株主の皆様には、前期を無配とし、ご迷惑をおかけして申し訳なく存じております。

当期の期末配当につきましては、上記の配当政策に基づき、下記のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

１．配当財産の種類
　金銭

２．株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　当社普通株式１株につき金５円　総額733,870,390円

３．剰余金の配当が効力を生ずる日
　2021年３月31日

第２号議案　取締役７名選任の件

取締役全員（７名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。また、社外取締役一木剛太郎氏は2020年９月11日に逝去されました。

つきましては、役員体制の見直しにより１名減員し、新任取締役２名を含む取締役７名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	現在の地位	担　当　等	属　性
1	青木（あおき）　泰（やすし）	代表取締役 社長	－	再任
2	越村（こしむら）　隆幸（たかゆき）	取締役 専務執行役員	経営企画、総務、経理、内部統制、電力事業、合金鉄の海外戦略、大阪営業所に関する事項管掌	再任
3	谷奥（たにおく）　俊（たかし）	取締役 専務執行役員	生産技術、安全環境、研究開発、機能材料事業（機能材料営業部、富山工場、妙高工場、徳島工場機能材料部）、環境システム事業（環境システム営業部、郡山工場）および環境事業全般に関する事項管掌	再任
4	白須（しらす）　達朗（たつろう）	取締役 相談役	－	再任
5	細井（ほそい）　和昭（かずあき）	社外取締役		再任　社外取締役　独立役員
6	大見（おおみ）　和敏（かずとし）	新任候補者		新任　社外取締役　独立役員
7	中野（なかの）　北斗（ほくと）	新任候補者	－	新任　社外取締役　独立役員

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
1	**再任** 青木（あおき） 泰（やすし） （1960年3月8日生）	1983年４月　新日本製鐵㈱（現　日本製鉄㈱）入社 2007年４月　同社バンコク事務所長 2009年６月　ニッポン・スチール タイ出向 2011年４月　新日本製鐵㈱（現　日本製鉄㈱）原料第一部長 2015年４月　新日鐵住金㈱（現　日本製鉄㈱）執行役員　原料第二部長委嘱 2018年４月　同社常務執行役員　原料に関する事項管掌 2020年３月　当社取締役副社長 2021年１月　当社代表取締役社長 （現在に至る）	18,200株
	取締役候補者とした理由 青木泰氏は、日本製鉄株式会社において常務執行役員として会社経営に携わるなど、経営全般に対する高い見識、他社における豊富な経験を有しており、2020年３月より当社取締役副社長、2021年１月より当社代表取締役社長に就任し当社経営を牽引するなど、当社グループの持続的な成長や中長期的な企業価値の向上の実現に向けて尽力しております。今後もその役割・責務を適切に遂行できるものと判断し、取締役として選任をお願いするものであります。		
2	**再任** 越村（こしむら） 隆幸（たかゆき） （1956年8月6日生）	1980年４月　住友金属工業㈱（現　日本製鉄㈱）入社 2002年６月　同社原料部次長 2004年６月　中央電気工業㈱企画部長 2009年６月　同社執行役員企画部長 2012年６月　同社取締役常務執行役員全社管理部門統括、合金鉄・環境事業部門統括 2014年７月　当社取締役常務執行役員 2021年１月　当社取締役専務執行役員　経営企画、総務、経理、内部統制、電力事業、合金鉄の海外戦略、大阪営業所に関する事項管掌 （現在に至る）	46,398株
	取締役候補者とした理由 越村隆幸氏は、2014年に取締役に就任し当社経営に携わり、現在、経営企画部門や総務部門を管掌するなど、管理部門における豊富な経験や実績、経営全般に対する高い見識を有しており、また他社における豊富な経験を有していることから、今後もその役割・責務を適切に遂行できるものと判断し、取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
3	**再任** 谷奥 俊(たにおく たかし) (1955年11月16日生)	1982年４月　住友金属工業㈱（現　日本製鉄㈱）入社 2008年４月　㈱住友金属直江津（現　日本製鉄㈱）専任部長 2008年６月　同社取締役 2012年10月　新日鐵住金㈱（現　日本製鉄㈱）参与（チタン・特殊ステンレス事業本部直江津製造所長委嘱） 2015年３月　中央電気工業㈱取締役常務執行役員 2016年３月　同社代表取締役社長 2016年３月　当社取締役 2016年６月　当社取締役執行役員 2017年１月　当社取締役常務執行役員 2021年１月　当社取締役専務執行役員　生産技術、安全環境、研究開発、機能材料事業（機能材料営業部、富山工場、妙高工場、徳島工場機能材料部）、環境システム事業（環境システム営業部、郡山工場）および環境事業全般に関する事項管掌 （現在に至る）	39,967株
	取締役候補者とした理由 谷奥俊氏は、当社子会社において代表取締役社長を務めたほか、2016年に取締役に就任し当社経営に携わるなど、製造部門における豊富な経験や実績、経営全般に対する高い見識を有しており、また他社における豊富な経験を有していることから、今後もその役割・責務を適切に遂行できるものと判断し、取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
4	**再任** 白須達朗(しらすたつろう) (1956年3月26日生)	1979年４月　新日本製鐵㈱（現　日本製鉄㈱）入社 2003年４月　同社総務部部長 2007年７月　同社機材部長 2009年４月　同社執行役員総務部長委嘱 2012年10月　新日鐵住金㈱（現　日本製鉄㈱）執行役員　北京事務所長委嘱 2013年４月　同社常務執行役員　北京事務所長委嘱 2015年３月　当社代表取締役社長 2021年１月　当社取締役相談役 （現在に至る）	76,363株
	取締役候補者とした理由 白須達朗氏は、他社における豊富な経験を有しており、2015年に代表取締役、2021年に相談役に就任し当社経営を牽引するなど、当社グループの持続的な成長や中長期的な企業価値向上の実現に向けて尽力しており、今後もその役割・責務を適切に遂行できるものと判断し、取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
5	**再任** **社外取締役** **独立役員** 細井 和昭（ほそい かずあき） （1948年1月2日生）	1975年11月　監査法人千代田事務所入所 1979年３月　公認会計士登録 1987年１月　新光監査法人社員 1993年９月　中央監査法人代表社員 2005年３月　税理士登録 2006年10月　細井会計事務所代表（現任） 2007年６月　東プレ㈱社外監査役（現任） 藤倉ゴム工業㈱（現　藤倉コンポジット㈱）社外監査役（現任） 2010年３月　当社補欠監査役 2012年２月　当社社外監査役 2016年３月　当社社外取締役 （現在に至る）	なし
	社外取締役候補者とした理由 細井和昭氏は、社外取締役候補者であり、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で経営に関与したことはありませんが、社外取締役に就任した場合には、同氏の公認会計士及び税理士として長年培われた豊富な財務・会計の経験及び見識を当社の経営に活かしていただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
6	**新任** **社外取締役** **独立役員** 大見和敏（おおみかずとし） （1953年2月18日生）	1977年４月　三菱商事㈱入社 2004年12月　明豊ファシリティワークス㈱専務執行役員 2006年６月　同社代表取締役社長 2011年８月　ヤマギワ㈱代表取締役社長 2014年３月　JSRライフサイエンス㈱代表取締役社長 2015年４月　JSRトレーディング㈱代表取締役社長 2019年６月　同社顧問 2020年１月　㈱マイテイスト代表取締役社長（現任） 2020年５月　エイテックス㈱非常勤監査役（現任） （現在に至る）	なし
	社外取締役候補者とした理由 大見和敏氏は、社外取締役候補者であり、社外取締役に就任した場合には、同氏の専門的知識やこれまで複数の企業経営に携わることで培われた豊富な経験及び幅広い見識を当社の経営に活かしていただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
7	**新任** **社外取締役** **独立役員** 中野北斗（なかのほくと） （1959年12月22日生）	1983年４月　㈱日本興業銀行（現　㈱みずほ銀行）入行 1998年６月　同行国際資金部ロンドン室副参事役 2002年４月　㈱みずほコーポレート銀行㈱（現　㈱みずほ銀行）市場企画部欧州資金室参事役 2010年４月　同行執行役員国際為替部長 2013年７月　㈱みずほ銀行執行役員国際為替部長 2015年10月　㈱みずほフィナンシャルグループ常務執行役員東アジア地域ユニット長 2016年４月　みずほ証券㈱常務執行役員グローバルマーケッツ部門副部門長 2018年１月　㈱アシックス顧問 2018年３月　同社取締役 2020年３月　同社常務執行役員（現任） （現在に至る）	なし
	社外取締役候補者とした理由 中野北斗氏は、社外取締役候補者であり、社外取締役に就任した場合には、同氏の長年培われた豊富な国際金融・財務の経験及び見識を当社の経営に活かしていただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。		

（注）１．各取締役候補者は当社との間に特別の利害関係はありません。
２．大見和敏氏及び中野北斗氏は、新任の取締役候補者であります。
３．細井和昭氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって５年となります。
４．当社は、細井和昭氏との間で、社外取締役として、会社法第423条第１項の責任について、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しており、本株主総会で再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
５．大見和敏氏が社外取締役として就任した場合は、当社との間で、社外取締役として、会社法第423条第１項の責任について、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結する予定であります。
６．中野北斗氏が社外取締役として就任した場合は、当社との間で、社外取締役として、会社法第423条第１項の責任について、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結する予定であります。
７．当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる株主代表訴訟、会社訴訟及び第三者訴訟の損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
８．当社は、細井和昭氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、大見和敏氏及び中野北斗氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
９．中野北斗氏は、2021年３月26日付で㈱アシックスの常務執行役員を退任し、同社の顧問に就任する予定であります。

第３号議案　監査役２名選任の件

監査役 堀本国男氏は本株主総会終結の時をもって任期満了となります。また、監査役 大屋淑子氏は本株主総会終結の時をもって辞任いたします。つきましては、改めて監査役２名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	現在の地位	属　性
1	伊丹（いたみ）　一成（かずなり）	新任候補者	新任　社外監査役　独立役員
2	木村（きむら）　浩明（ひろあき）	新任候補者	新任　社外監査役

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
1	新任　社外監査役　独立役員 伊丹（いたみ）　一成（かずなり） （1958年３月10日生）	1981年４月　新日本製鐵㈱（現　日本製鉄㈱）入社 2005年４月　同社棒線事業部釜石製鐵所　総務部長 2007年４月　同社人事・労政部　部長 2012年４月　㈱日鐵テクノリサーチ （現　日鉄テクノロジー㈱）常務取締役 2013年４月　日鉄住金テクノロジー㈱ （現　日鉄テクノロジー㈱）常務取締役 人事労政部長委嘱 2015年６月　同社常務取締役　経営企画部長委嘱 2019年６月　日鉄テクノロジー㈱取締役常務執行役員 企画総務、人事労政管掌（現任） （現在に至る）	なし

社外監査役候補者とした理由

伊丹一成氏は、社外監査役候補者であり、社外監査役に就任した場合には、同氏の管理部門に関する知見やこれまでの豊富な経験及び見識を当社の監査に活かしていただけると判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
2	**新任** **社外監査役** 木村（きむら） 浩明（ひろあき） （1969年８月20日生）	1993年４月　新日本製鐵㈱（現　日本製鉄㈱）入社 2016年４月　新日鐵住金㈱（現　日本製鉄㈱）原料第一部原料需給室長 2019年３月　同社原料第二部原料輸送室長 2020年４月　日本製鉄㈱原料第一部 上席主幹（原料第二部兼務）（現任） （現在に至る）	なし
	社外監査役候補者とした理由 木村浩明氏は、社外監査役候補者であり、社外監査役に就任した場合には、同氏のこれまでの他社における豊富な経験及び見識を当社の監査に活かしていただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。		

（注）1. 伊丹一成氏及び木村浩明氏は、当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 伊丹一成氏及び木村浩明氏は、新任の監査役候補者であります。
3. 木村浩明氏は、過去５年間及び現在、当社の主要取引先である日本製鉄株式会社の業務執行者であります。
4. 木村浩明氏は、当社の主要取引先である日本製鉄株式会社より使用人としての給与等を受ける予定があり、過去２年間においても受けております。
5. 伊丹一成氏が社外監査役に就任した場合は、当社との間で、会社法第423条第１項の責任について、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結する予定であります。
6. 木村浩明氏が社外監査役に就任した場合は、当社との間で、会社法第423条第１項の責任について、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結する予定であります。
7. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる株主代表訴訟、会社訴訟及び第三者訴訟の損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
8. 伊丹一成氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は、同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
9. 伊丹一成氏は、2021年３月30日付で日鉄テクノロジー㈱の取締役常務執行役員を退任する予定であります。

以上

<メ　モ　欄>

<メ　モ　欄>

株式についてのご案内

本社所在地	東京都中央区八重洲一丁目４番16号（〒103－8282） 電話（03）6860－6800（総務部） ホームページ　http://www.nippondenko.co.jp/
事業年度	１月１日から12月31日まで
定時株主総会	３月下旬
剰余金の配当基準日	期末配当　12月31日 中間配当　６月30日（中間配当を行う場合）
定時株主総会の基準日	12月31日 その他必要があるときは、あらかじめ公告する一定の日
単元株式数	100株
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目２番１号
事務取扱場所	みずほ信託銀行株式会社　本店証券代行部
公告方法	電子公告（http://www.nippondenko.co.jp/） ただし、やむを得ない事由により電子公告をできない場合は、 日本経済新聞に掲載します。
上場金融商品取引所	東京証券取引所

	証券会社に口座をお持ちの場合	特別口座の場合
郵便物送付先	お取引の証券会社になります。	〒168-8507　東京都杉並区和泉2-8-4 みずほ信託銀行　証券代行部
電話お問い合わせ先		0120-288-324（フリーダイヤル）
お取扱店		みずほ証券 本店及び全国各支店 プラネットブース（みずほ銀行内の店舗）でもお取り扱いいたします。 みずほ信託銀行 本店及び全国各支店 ＊トラストラウンジではお取り扱いできませんのでご了承ください。
ご注意	未払配当金の支払（※）、支払明細発行については、右の「特別口座の場合」の郵便物送付先・電話お問い合わせ先・お取扱店をご利用ください。	単元未満株式の買取・買増以外の株式売買はできません。

※未払配当金の支払のみ、みずほ銀行 本店及び全国各支店でもお取り扱いいたします。

定時株主総会会場ご案内図

会　場

八重洲ファーストフィナンシャルビル　ベルサール八重洲 2階 ROOM A+B+C
東京都中央区八重洲一丁目3番7号

交　通

J　　R	❶「東京」駅下車　八重洲北口より徒歩約5分
地　下　鉄	❷ 丸ノ内線「東京」駅下車　八重洲北口より徒歩約5分
地　下　鉄	❸ 東 西 線「日本橋」駅下車　A7出口直結
地　下　鉄	❹ 銀 座 線「日本橋」駅下車　A7出口直結
地　下　鉄	❺ 浅 草 線「日本橋」駅下車　A7出口直結

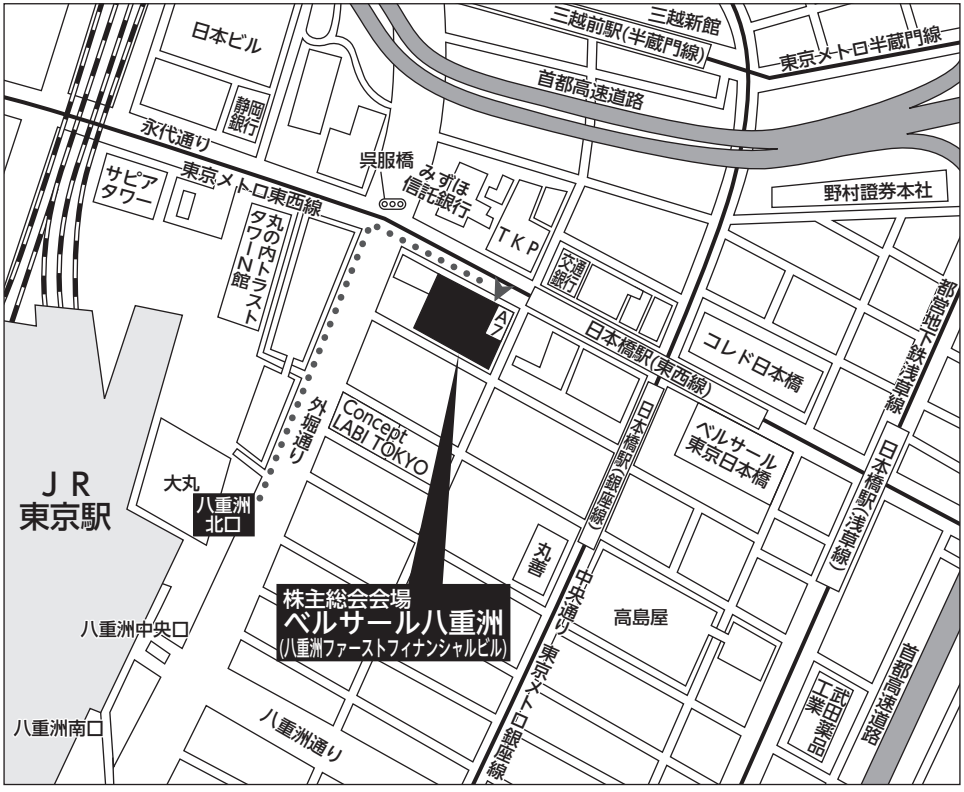

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

FSC www.fsc.org ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

株主各位

第121回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示情報

目　次

■連結計算書類　連結注記表 …… 1
■計算書類　個別注記表 …… 11

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.nippondenko.co.jp/）に掲載することにより株主の皆様に提供しております。

新日本電工株式会社

連　結　注　記　表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

⑴ 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数	７社
主要な連結子会社の名称	中央電気工業株式会社、共栄産業株式会社、リケン工業株式会社、栗山興産株式会社、電工興産株式会社

⑵ 主要な非連結子会社の名称

主要な非連結子会社の名称	該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

⑴ 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法適用の非連結子会社又は関連会社数	２社
主要な会社の名称	Kudumane Investment Holding Limited、Pertama Ferroalloys SDN.BHD.

⑵ 持分法を適用していない非連結子会社又は関連会社の名称

主要な会社等の名称	該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

⑴ 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

デリバティブ……時価法によっております。

たな卸資産……主として、移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

⑵ 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）……定額法によっております。

無形固定資産（リース資産を除く）……ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法、それ以外の無形固定資産については残存価額を零とする定額法によっております。

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産……自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

⑶ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……債権の貸倒による損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……従業員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

役員賞与引当金……役員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

事業整理損失引当金……事業整理に伴い発生する将来の損失に備えるため、今後発生すると見込まれる損失額を計上しております。

⑷　退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法……退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

また、執行役員の退職による退職慰労金支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法……過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として14年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

⑸　重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法……繰延ヘッジ処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象…ヘッジ手段…為替予約、通貨オプション、金利スワップ
ヘッジ対象…金銭債権債務、借入金

ヘッジ方針……主に当社の内規に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

ヘッジ有効性評価の方法…ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

⑹　消費税等の会計処理　　消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額　42,411百万円

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

受取手形及び売掛金	275百万円
投資有価証券	1,864百万円

担保に係る債務

保証債務	1,223百万円
リース債務	4,541百万円
支払手形及び買掛金	2百万円

3. 偶発債務

保証債務

被保証者

Pertama Ferroalloys SDN.BHD.（金融機関からの借入債務）	1,223百万円

4. 期末日満期手形の会計処理は、満期日に決済されたものとして処理しております。
なお、期末日満期手形の金額は、次のとおりであります。

受取手形	108百万円
支払手形	10百万円

5. 記載金額は百万円未満を切捨てております。

連結損益計算書に関する注記

1. 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
徳島工場 (徳島県阿南市)	合金鉄 事業用資産	建物及び構築物	0
		機械装置及び運搬具	17
鹿島工場 (茨城県鹿嶋市)	合金鉄 事業用資産	建物及び構築物	54
		機械装置及び運搬具	193
		その他	31
計			296

当社グループは、事業用資産については、管理会計上の区分を基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については、個別資産ごとにグルーピングを行っております。

上記の事業用資産については収益性の低下により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、事業用資産の回収可能価額は使用価値、または正味売却価額により測定しております。使用価値については、将来キャッシュ・フローがマイナスである場合には、回収可能価額はないものとして算定しております。正味売却価額については、不動産鑑定士による不動産鑑定評価額により評価しております。

2. 記載金額は百万円未満を切捨てております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

（単位：株）

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
普　通　株　式	146,568,067	207,700	－	146,775,767	（注１）

（注１）普通株式の発行済株式総数の増加は、譲渡制限付株式報酬としての新株発行によるものであります。

2. 自己株式に関する事項

（単位：株）

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
普　通　株　式	1,324	385	20	1,689	（注１）、（注２）

（注１）普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。
（注２）普通株式の自己株式の株式数の減少は、単元未満株式の売渡しによるものであります。

3. 配当に関する事項

⑴ 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

⑵ 当連結会計年度の末日以降に行う剰余金の配当に関する事項

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	１株当たり配当金	基準日	効力発生日
2021年３月30日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	733百万円	5円	2020年12月31日	2021年３月31日

4. 記載金額は百万円未満を切捨てております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

⑴ 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。一時的な余資は安全性を考慮し、短期的な預金等で運用しております。デリバティブは、為替変動リスク及び金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

⑵ 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の取引を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、原則として一年以内の支払期日であります。また、その一部には原料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

借入金は、主に営業取引及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引及び通貨オプション取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 ⑸重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

⑶ 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

与信管理規程に基づき、定期的に取引先の与信調査を行い与信限度額を設定し、必要に応じて債権保全策を検討・実施しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての営業債務について、為替の変動リスクを回避するため、一部は為替予約を利用してヘッジしております。

また、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利の動向をみながら必要に応じて金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価の状況を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引は、社内規程に従い、各部門の要請により、実需に基づいていることを確認の上、取引の実行と管理を経理担当部門で行っております。なお、デリバティブ取引は、信用度の高い国内の大手銀行であるため、相手方の不履行に係る信用リスクはないと判断しております。

③　資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部門からの報告に基づき、経理担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。また、不測の事態に備えて、金融機関とコミットメントライン契約を結んでおります。

⑷　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2.　金融商品の時価等に関する事項

2020年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）２．参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額(*1)	時価(*1)	差額
⑴　現金及び預金	9,603	9,603	－
⑵　受取手形及び売掛金	14,706	14,706	－
⑶　投資有価証券			
その他有価証券	2,389	2,389	－
⑷　長期貸付金	4,813	4,813	－
⑸　支払手形及び買掛金	(4,296)	(4,296)	－
⑹　長期借入金(*2)	(12,768)	(12,769)	△0
⑺　リース債務(*3)	(4,585)	(4,633)	△48
⑻　デリバティブ取引(*4)	23	23	－

(*1)負債に計上されているものについては、（　）で示しております。

(*2) １年内返済予定の長期借入金を含めております。

(*3) １年内返済予定のリース債務を含めております。

(*4)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（　）で示しております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

⑴　現金及び預金、並びに⑵　受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑶　投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

⑷　長期貸付金

長期貸付金の時価は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用リスクを加味した利率で割引いた現在価値により算定しております。

⑸　支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑹　長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

⑺　リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を、残存期間および信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑻　デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引金融機関から提示された価格によっております。

（注）２．非上場株式（連結貸借対照表計上額7,058百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「⑶投資有価証券」には含めておりません。

賃貸等不動産に関する注記

重要性が乏しいため記載を省略しております。

１株当たり情報に関する注記

1. １株当たり純資産額	384円04銭
2. １株当たり当期純利益	17円83銭

追加情報に関する注記

（会計上の見積り）

当社グループは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が少なくとも2021年12月期中は続くことを前提として、固定資産の減損会計や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は不確定要素が多く、将来の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法
   商品・製品・半製品・仕……主として、移動平均法による原価法
   掛品・原材料・貯蔵品　　（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 有価証券の評価基準及び評価方法
   子会社株式及び関連会社……移動平均法による原価法
   株式
   その他有価証券
   時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
   時価のないもの……移動平均法による原価法

3. デリバティブ等の評価基準及び評価方法
   時価法

4. 固定資産の減価償却方法
   有形固定資産……定額法によっております。
   （リース資産を除く）
   無形固定資産……ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（５年）
   （リース資産を除く）　に基づく定額法、それ以外の無形固定資産については残存価額を零とする定額法によっております。
   リース資産
   所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
   ……自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
   所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
   ……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

5. 引当金の計上基準

貸倒引当金……債権の貸倒による損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……従業員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

役員賞与引当金……役員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

また、執行役員の退職による退職慰労金支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

事業整理損失引当金……事業整理に伴い発生する将来の損失に備えるため、今後発生すると見込まれる損失額を計上しております。

6. 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法……繰延ヘッジ処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象…ヘッジ手段…為替予約、通貨オプション、金利スワップ

ヘッジ対象…金銭債権債務、借入金

ヘッジ方針……主に当社の内規に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

ヘッジ有効性評価の方法…ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

8. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	39,663百万円
2. 関係会社に対する金銭債権・債務	
短期金銭債権	12,866百万円
長期金銭債権	4,813百万円
短期金銭債務	353百万円
3. 担保に供している資産及び担保に係る債務	
担保に供している資産	
売掛金	275百万円
関係会社株式	1,649百万円
担保に係る債務	
保証債務	1,223百万円
リース債務	4,541百万円
4. 偶発債務	
保証債務	
被保証者	
共栄産業株式会社（営業債務）	540百万円
Pertama Ferroalloys SDN.BHD.（金融機関からの借入債務）	1,223百万円

5. 期末日満期手形の会計処理は、満期日に決済されたものとして処理しております。
なお、期末日満期手形の金額は、次のとおりであります。

受取手形	15百万円
支払手形	6百万円

6. 記載金額は、百万円未満を切捨てております。

損益計算書に関する注記

1. 関係会社に対する売上高　26,510百万円

2. 関係会社からの仕入高　1,177百万円

3. 関係会社との営業取引以外の取引高
   資産譲渡等に伴う収入額　58百万円
   資産譲受等に伴う支出額　29百万円

4. 記載金額は、百万円未満を切捨てております。

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項
当事業年度末における自己株式の数　1,689株

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）

退職給付引当金	157百万円
投資有価証券評価損	67百万円
ゴルフ会員権評価損	17百万円
未払事業税	35百万円
棚卸資産調整額	17百万円
賞与引当金	62百万円
事業整理損引当金	77百万円
棚卸資産評価損	200百万円
資産除去債務	100百万円
減損損失	3,658百万円
関係会社株式評価損	1,522百万円
その他有価証券評価差額金	10百万円
繰越欠損金	2,148百万円
その他	204百万円
繰延税金資産小計	8,279百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△2,148百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△5,217百万円
評価性引当額小計	△7,365百万円
繰延税金資産合計	913百万円

（繰延税金負債）

その他有価証券評価差額金	△154百万円
特別償却準備金	△102百万円
圧縮記帳積立金	△15百万円
土地時価評価差額	△102百万円
その他	△28百万円
繰延税金負債合計	△403百万円
繰延税金資産の純額	510百万円

2. 記載金額は、百万円未満を切捨てております。

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
その他の関係会社	日本製鉄株式会社（注２）	被所有 直接 20.7% 間接 0.1%	当社製品の販売	当社製品の販売	25,410	売掛金	9,039

（注１）取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（注２）取引条件及び取引条件の決定方針

市場価格を勘案して、一般の取引条件と同様に決定しております。

2. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	中央電気工業株式会社(注2)	所有直接100.0%	資金の援助	資金の貸付	2,900	関係会社短期貸付金	2,400
			資金の援助	資金の回収	2,700	−	−
関連会社	Kudumane Investment Holding Limited(注2)	所有直接25.0%	資金の援助	資金の貸付	−	関係会社短期貸付金	919
関連会社	Pertama Ferroalloys SDN.BHD.(注2)	所有直接25.0%	資金の援助	資金の貸付	3,981	関係会社長期貸付金	4,813
			資金の援助	債務保証	1,223	−	−

(注1) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 取引条件及び取引条件の決定方針

市場価格を勘案して、一般の取引条件と同様に決定しております。

資金の貸付については、市場金利及び貸付先の財政状況を勘案して決定しております。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 385円16銭
2. 1株当たり当期純利益 12円95銭

追加情報に関する注記

(会計上の見積り)

当社は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が少なくとも2021年12月期中は続くことを前提として、固定資産の減損会計や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は不確定要素が多く、将来の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。